

2020年度 品質管理レビューの概要 (資料編)

Quality Control Committee

2021

OVERVIEW SUPPLEMENT

目次

1. 品質管理レビュー制度等	2
(1) 品質管理レビュー及び審査会による検査の実施概要	2
(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移	3
(3) 主な項目ごとの改善勧告事項	6
(4) 改善勧告事項の発生状況	8
(5) 通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報	10
(6) 品質管理レビューに関連する実績情報	13
(7) その他の活動状況	15
2. 上場会社監査事務所名簿等の状況	18
(1) 会計監査人の異動件数	18
(2) 会計監査人の異動理由	18
(3) 登録事務所の状況	20
3. その他の参考情報	21
(1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況	21
(2) 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の概要	22
(3) 品質管理関係規程の変更等	24

1 品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー及び審査会による検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する審査会の検査の実施状況は以下の表のとおりです。

当協会による品質管理レビューの実施概要				
年度 ^(注)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
レビューアー数	40人	39人	40人	40人
通常レビュー実施事務所数	96事務所	56事務所	84事務所	56事務所

(注) 品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。



審査会による検査の実施概要		
品質管理レビュー実施年度+1年	2018年度	2019年度
検査官数	34人	34人
検査実施事務所数	10事務所	8事務所

(注1) 検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月までです。

(注2) 2018、2019年度の検査実施事務所数は、3月31日までに着手したものを計上しています。

(注3) 2020年度品質管理レビューの概要（資料編）作成時点では、「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和3年）」は発行されていないため、審査会による検査の実施概要については2019年度までを記載しています。

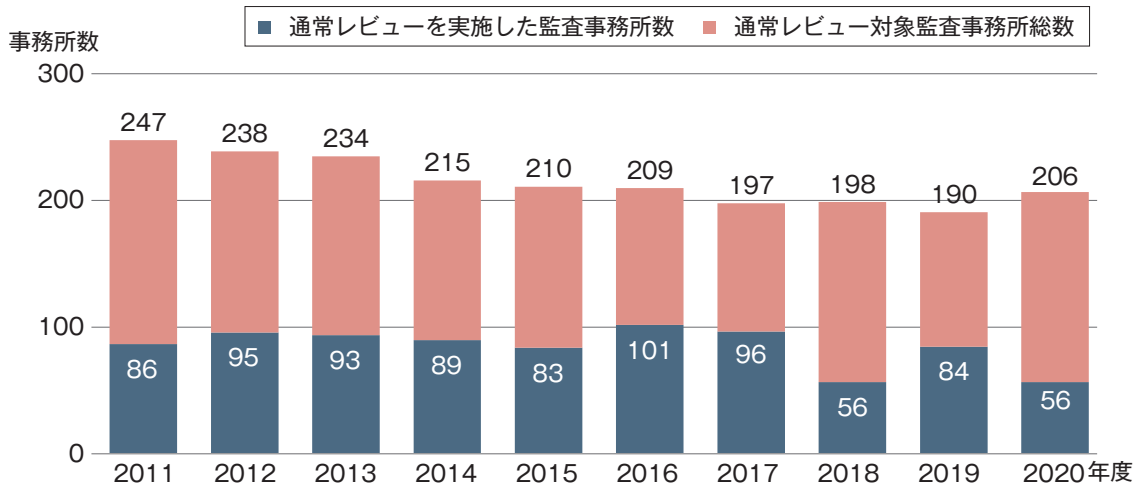
(出典)「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和2年5月）」

(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

① 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビュー対象監査事務所数及び通常レビュー実施監査事務所数は、以下の図のように推移しており、その背景には以下に記載したような環境の変化があります。

【通常レビュー実施監査事務所数の推移】



2014年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、通常レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少しました。

2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。

2017年度には、個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所の総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2018年度には、通常レビュー対象監査事務所の総数は微増でしたが、レビューを実施した監査事務所は56事務所と大幅に減少しました。通常レビューは原則として3年間に一度実施するため、2018年度は基本的に2015年度の83事務所が通常レビューの対象となりますが、前述したとおり、2016年度に機動レビューを数多く実施したこと（28事務所）、また2015年度の通常レビューの後に解散や監査人交代で通常レビュー対象でなくなった監査事務所が多かったこと（25事務所）に起因しています。

2019年度にレビューを実施した監査事務所数は、84事務所と例年並みとなりましたが、2020年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮するなど、一部の監査事務所について、レビューの実施頻度を伸ばしたため、レビューを実施した監査事務所数は、56事務所に減少しました。

2020年度は、新たに準登録事務所となった監査事務所及び一定規模以上の信用金庫等を新規受嘱した監査事務所が増加したことから、通常レビュー対象監査事務所総数が増加しました。

② 通常レビューの実施結果の推移

2011年度以降、2014年度にかけては、通常レビュー実施監査事務所の総数に占める「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合が10%前後で推移するとともに、監査の品質を十分に確保できた監査事務所とそれ以外の監査事務所との二極化の傾向が鮮明になりました。その背景には、リスク・アプローチの監査実務への適用が進み、また、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所が増えたことが考えられます。

2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象となる監査業務（通常レビュー対象会社等）の範囲を拡大したことや監査リスクが高いと判断した個別の監査業務に対するレビューを重点的に実施したことのほか、当該年度の前後に会計監査をめぐる不祥事が相次いだことを受けて、通常レビューの実施や結論の表明に係る審議に当たり、より厳格かつ慎重な審議を行った結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

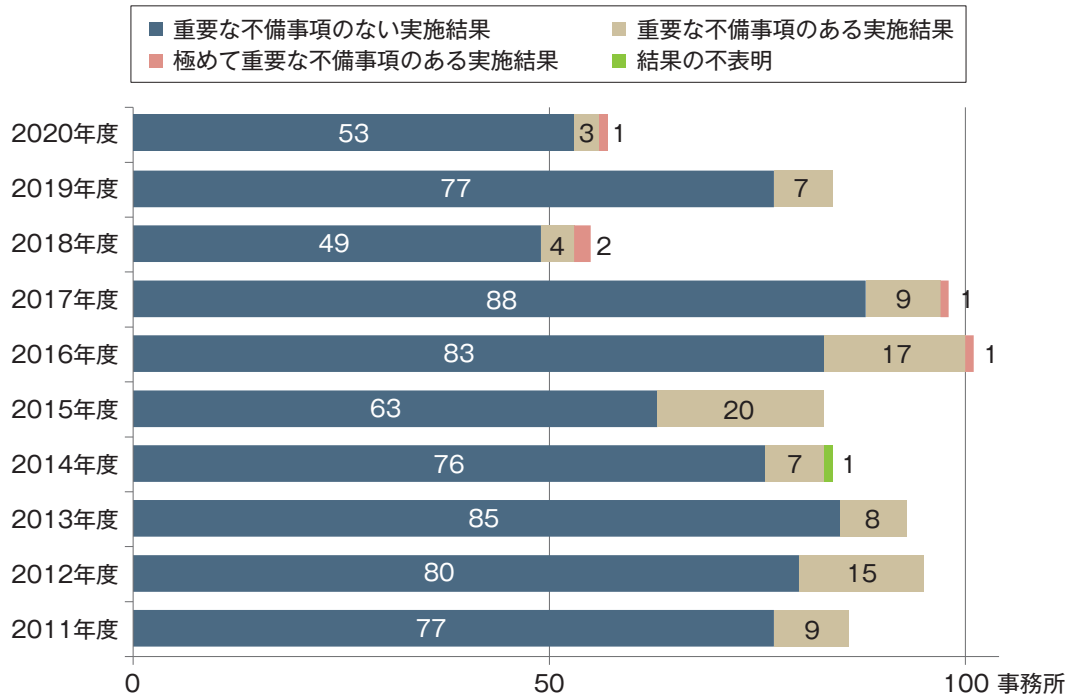
2016年度から2018年度にかけて、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合がそれぞれ前年度と比較して減少しました。これは、2016年度に実施した機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象から外れたことによるものです。

2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の数、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり前年度と比較して増加しましたが、割合は前年並みとなりました。

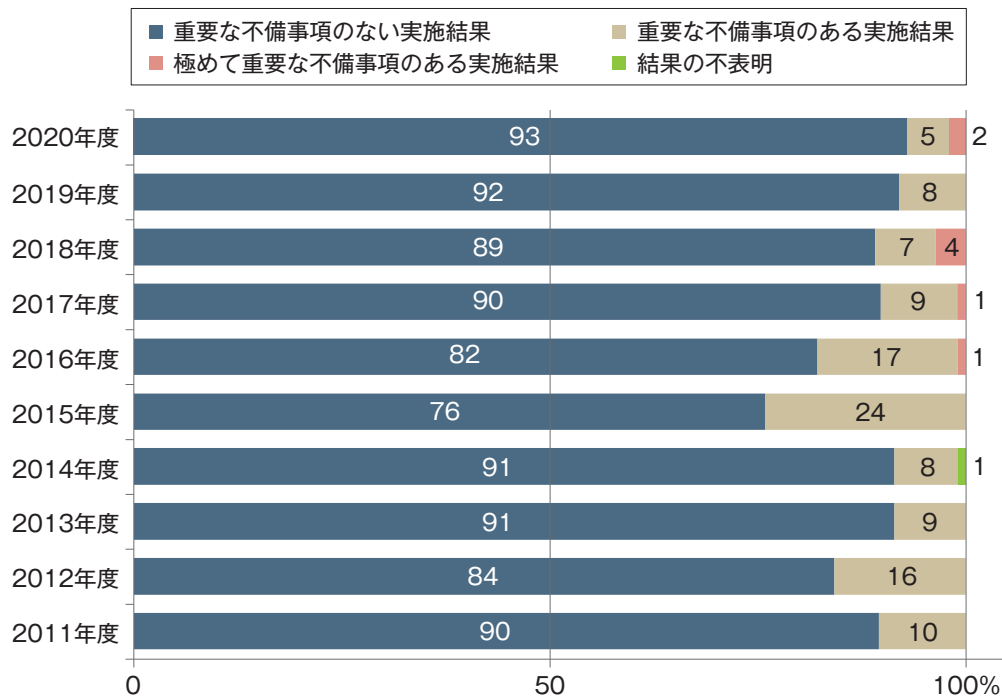
2020年度においては、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所の数、通常レビューを実施した監査事務所が少なかったこともあり、前年と比較して減少しましたが、割合は、前年並みとなりました。

なお、通常レビューを開始した年度内に品質管理レビュー報告書を承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、通常レビュー実施監査事務所数と通常レビューの実施結果ごとの監査事務所の総数が一致しない場合があります。

【品質管理レビューの実施結果ごとの監査事務所数】



【品質管理レビューの実施結果ごとの監査事務所の割合】



(注) 2019年度以前の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」については、それぞれ「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」を記載しています。なお、「重要な不備事項のある実施結果」には、「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を含めています。

(3) 主な項目ごとの改善勧告事項

① 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は以下の表のとおりです。

(単位：事務所)

改善勧告事項	2019年度			2020年度			
	登録事務所	その他の監査事務所	合計 (注1)	登録事務所	その他の監査事務所	合計 (注1)	
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制	7	5	12 (14%)	3	2	5 (9%)
	職業倫理及び独立性	5	4	9 (11%)	2	3	5 (9%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	4	1	5 (6%)	3	1	4 (7%)
	契約の新規の締結及び更新	4	-	4 (5%)	2	2	4 (7%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1	-	1 (1%)	3	1	4 (7%)
	品質管理システムの監視	3	4	7 (8%)	-	4	4 (7%)
	監査調書の整理及び管理・保存	4	1	5 (6%)	3	1	4 (7%)
	審査	2	3	5 (6%)	-	3	3 (5%)
監査業務における品質管理	会計上の見積りの監査	26	19	45 (54%)	22	5	27 (47%)
	監査証拠	17	12	29 (35%)	20	7	27 (47%)
	不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	25	5	30 (36%)	12	9	21 (37%)
	仕訳テスト	34	14	48 (57%)	11	5	16 (28%)
	実証手続の立案及び実施	17	8	25 (30%)	11	2	13 (23%)
	内部統制	21	-	21 (25%)	11	2	13 (23%)
	企業及び企業環境の理解	7	7	14 (17%)	7	1	8 (14%)
	監査役等とのコミュニケーション	7	7	14 (17%)	5	3	8 (14%)
	財務諸表の表示及び開示	5	5	10 (12%)	4	3	7 (12%)
	関連当事者	4	2	6 (7%)	6	1	7 (12%)
改善勧告書交付監査事務所数 ^(注2)	52	27	79 (94%)	39	17	56 (98%)	
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 ^(注3)	55	29	84 (100%)	40	17	57 (100%)	

(注1) 表中の()は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合です。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しません。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがあります。

② 重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、項目ごとに集計した監査事務所数は、以下の表のとおりです。

(単位：事務所)

改善勧告事項	2019年度			2020年度		
	登録事務所	その他の監査事務所	合計	登録事務所	その他の監査事務所	合計
重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数 ^(注1)	4	3	7	1	3	4
うち監査事務所における品質管理に関する事項 ^(注1)	4	3	7	1	3	4
審査	－	2 (2)	2 (2)	－	3 (2)	3 (2)
品質管理の全般的体制	2 (1)	2 (2)	4 (3)	－	2 (2)	2 (2)
品質管理システムの監視	－	2	2	－	2	2
契約の新規の締結及び更新	1 (1)	－	1 (1)	－	1 (1)	1 (1)
その他の業務の実施	－	－	－	－	1 (1)	1 (1)
職業倫理及び独立性	1 (1)	2 (1)	3 (2)	－	1	1
監査調書の整理及び管理・保存	1	1	2	－	1 (1)	1 (1)
指示と監督及び監査調書の査閲	3 (3)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	－	1 (1)
うち監査業務における品質管理に関する事項 ^(注1)	4	3	7	1	3	4
会計上の見積りの監査	4	3 (3)	7 (3)	1 (1)	3 (3)	4 (4)
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応 (仕訳テストを除く)	4 (4)	3	7 (4)	1	2 (1)	3 (1)
仕訳テスト	4	3	7	1	1	2
監査証拠	2 (1)	2	4 (1)	1	1	2
監査役等とのコミュニケーション	3	1	4	1	1	2
監査調書の整理及び管理・保存	－	－	－	1 (1)	－	1 (1)

(注1) 「2019年度」欄には、2019年度における「限定事項付き結論又は否定的結論」となった監査事務所数を記載しています。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数」、「監査事務所における品質管理に関する事項」又は「監査業務における品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

(注3) 表中の()は「重要な不備事項等のある実施結果」の原因となった改善勧告事項の項目ごとの監査事務所数です。

(4) 改善勧告事項の発生状況

2020年度における「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項は、以下の表のとおりです。

① 監査事務所における品質管理

【改善勧告事項の発生状況（監査事務所における品質管理）】

レビューの結果	登録事務所	レビュー 報告書交付 事務所数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1事務所 当たり平均数 (B/A)
	上場会社監査数			
重要な 不備事項 のない 実施結果 の監査事 務所	100社以上	2 (2)	- (-)	- (-)
	20~99社	3 (3)	1 (2)	0.3 (0.7)
	10~19社	3 (6)	- (1)	- (0.2)
	10社未満	31 (40)	15 (23)	0.5 (0.6)
	小計①	39 (51)	16 (26)	0.4 (0.5)
	その他の監査事務所②	14 (26)	9 (8)	0.6 (0.3)
	計 (①+②)	53 (77)	25 (34)	0.5 (0.4)
重要な不備事項等のある実施結果の 監査事務所		4 (7)	14 (33)	3.5 (4.7)
合計		57 (84)	39 (67)	0.7 (0.8)

(注) () 内には2019年度の数値を記載しています。「重要な不備事項のない実施結果の監査事務所」、「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所」欄の () 内には、それぞれ2019年度における「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論又は否定的結論」の数値を記載しています。次項の「②監査業務における品質管理」においても同じです。

② 監査業務における品質管理

【改善勧告事項の発生状況（監査業務における品質管理）】

レビューの結果	登録事務所	事務所数	選定業務数(A)	改善勧告事項数(B)	1業務当たり平均数(B/A)	改善勧告事項が生じた業務数
	上場会社監査数					
重要な不備事項の発生しない	100社以上	2 (2)	38 (30)	24 (18)	0.6 (0.6)	12 (12)
	20～99社	3 (3)	23 (25)	31 (65)	1.3 (2.6)	13 (17)
	10～19社	3 (6)	13 (24)	32 (68)	2.5 (2.8)	8 (21)
	10社未満	31 (40)	54 (65)	135 (144)	2.5 (2.2)	47 (59)
	小計①	39 (51)	128 (144)	222 (295)	1.7 (2.0)	80 (109)
	その他の監査事務所②	14 (26)	15 (31)	46 (116)	3.1 (3.7)	13 (29)
	計 (①+②)	53 (77)	143 (175)	268 (411)	1.9 (2.3)	93 (138)
重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所		4 (7)	5 (12)	31 (91)	6.2 (7.6)	5 (12)
合計		57 (84)	148 (187)	299 (502)	2.0 (2.7)	98 (150)

(注) () 内には2019年度の数値を記載しています。

【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

レビューの結果	登録事務所	事務所数	選定業務数(A)	(A) について改善勧告事項数ごとの内訳 (業務数)						
				改善勧告事項数						
				0件	1件	2件	3件	4件	5件～	計
重要な不備事項の発生しない	上場会社監査数									
	100社以上	2(2)	38(30)	26(18)	7(9)	3(2)	1(-)	-(-)	1(1)	38(30)
	20～99社	3(3)	23(25)	10(8)	2(3)	4(2)	7(3)	-(-)	-(-)	23(25)
	10～19社	3(6)	13(24)	5(3)	2(6)	2(4)	3(4)	-(-)	1(3)	13(24)
	10社未満	31(40)	54(65)	7(6)	16(21)	12(13)	7(15)	5(4)	7(6)	54(65)
	小計①	39(51)	128(144)	48(35)	27(39)	21(21)	18(22)	5(12)	9(15)	128(144)
	その他の監査事務所②	14(26)	15(31)	2(2)	-(-)	4(8)	4(7)	3(4)	2(8)	15(31)
計 (①+②)	53(77)	143(175)	50(37)	27(41)	25(29)	22(29)	8(16)	11(23)	143(175)	
重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所		4(7)	5(12)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	1(1)	3(7)	5(12)
合計		57(84)	148(187)	50(37)	27(41)	26(30)	22(32)	9(17)	14(30)	148(187)
			割合	34%(20%)	18%(22%)	18%(16%)	15%(17%)	6%(9%)	9%(16%)	100%(100%)

(注) () 内には2019年度の数値を記載しています。

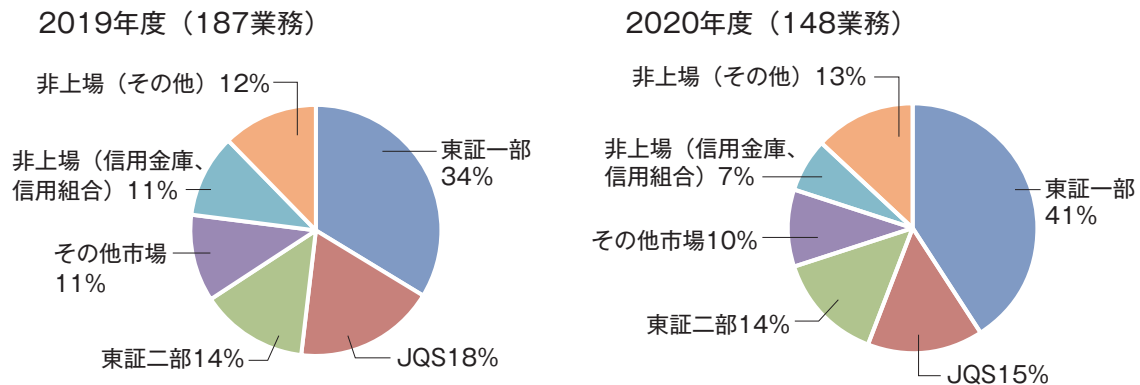
(参考) 例えば、上場会社監査数100社以上の監査事務所では、選定した監査業務38業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が26業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が7業務あることを表しています。

(5) 通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報

① 通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合

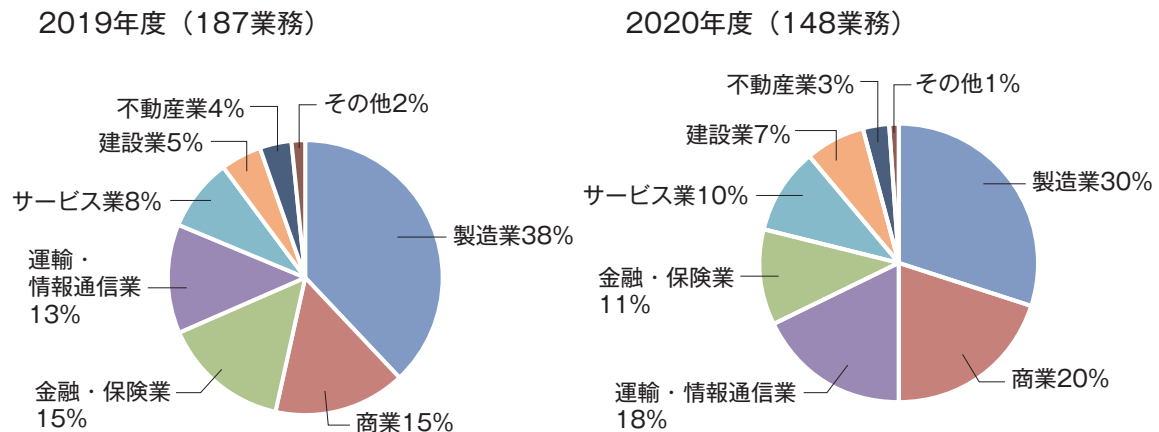
通常レビューにおいて実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合は、以下のとおりです。

【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】



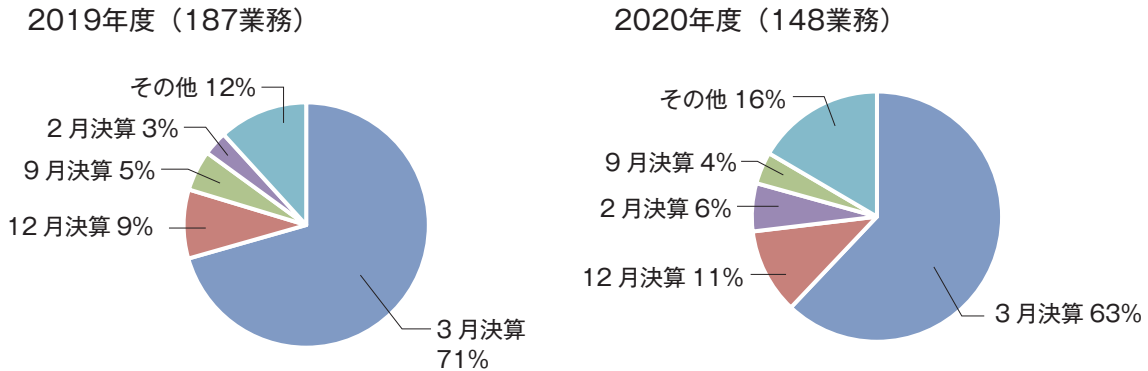
(注) 監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場 (東証一部等) に含めています。

【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】



(注) 金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁 EDINET の業種分類によっています。それ以外の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】



(注) 「その他」には、3月、12月、2月、9月決算以外のほぼ全ての月の決算が含まれています。

② 市場に対する選定業務の割合

過去2年間にレビューを実施した監査事務所の選定業務に係る監査対象会社の株式時価総額が、全上場会社の株式時価総額に占める割合は以下のとおりです。

	選定業務に係る時価総額比率	
	2019年度	2020年度
大手監査法人	2.7%	4.0%
大手監査法人以外	1.0%	0.7%
合計	3.7%	4.7%

(注1) 選定業務に係る時価総額比率は、2019年度は「2019年3月末日」、2020年度は「2020年3月末日」における各社の時価総額に基づき集計しています。

(注2) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所（EY新日本有限責任監査法人、PwCあらた有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ）をいいます。

③ 監査事務所の規模別選定数の割合

通常レビューを実施した監査事務所の規模別における上場会社数に対する選定数の割合は次のとおりです。

		2018年度	2019年度	2020年度
大手監査法人	上場会社数	1,876	871	1,793
	選定数	45	29	37
	選定割合	2.4%	3.3%	2.1%
大手監査法人以外	上場会社数	407	371	237
	選定数	95	111	74
	選定割合	23.3%	29.9%	31.2%
合計	上場会社数	2,283	1,242	2,030
	選定数	140	140	111
	選定割合	6.1%	11.3%	5.5%

(6) 品質管理レビューに関連する実績情報

① レビュー時間

2020年度は、通常レビューを実施した監査事務所数は減少したものの、オフサイト・モニタリングをより一層強化して事前の詳細分析等に注力したことにより、監査事務所直接業務時間は微増しています。なお、2018年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、以下の表のとおりです。

	2018年度	2019年度	2020年度
監査事務所直接業務時間	35,829	39,995	40,103
(うち大手監査法人)	(16,410)	(11,920)	(11,750)
(大手監査法人選定事務所数)	(3)	(2)	(2)
レビュー業務総時間	73,239	74,350	75,146
レビューアー人数	39人	40人	40人

(注1) 監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含まれます。

(注2) 2019年度から大手監査法人の定義を変更し、「レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所」としています。

② 監査事務所の規模別通常レビュー時間

監査事務所の規模別の通常レビュー時間は以下の表のとおりです。オフサイト・モニタリングの強化に伴い、2020年度は大手・準大手ともに、1事務所当たりのレビュー時間は増加してきています。

		2018年度	2019年度	2020年度
大手 監査法人	レビュー時間	13,315	10,549	11,702
	通常レビュー事務所数	2	2	2
	1事務所当たりのレビュー時間	6,657	5,274	5,851
準大手 監査法人	レビュー時間	3,303	3,136	2,015
	通常レビュー事務所数	2	2	1
	1事務所当たりのレビュー時間	1,651	1,568	2,015
その他	レビュー時間	14,387	18,777	15,889
	通常レビュー事務所数	52	80	53
	1事務所当たりのレビュー時間	276	235	299

(注) 準大手監査法人：仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC京都監査法人

③ オフサイト・モニタリング時間

監査事務所及び被監査会社のモニタリングに要した時間は以下の表のとおりです。2019年7月の会則変更により、リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するため、オフサイト・モニタリングの機能の強化が図られたことを踏まえ、オフサイト・モニタリングをより一層強化して事前の詳細分析等に注力したことにより、時間数は増加してきています。

	2018年度	2019年度	2020年度
モニタリング時間	1,116	1,754	2,408

④ レビューアーの研修時間

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施しています。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性を周知することなどにより、レビューアーの能力の更なる向上に努めています。レビューアーが受講した年間研修時間は以下となっています。

	2018年度	2019年度	2020年度
研修時間	104.9	102.8	111.8

⑤ レビューアーの経験年数

レビューアーの人数、監査経験年数は以下のとおりです。

	2018年度	2019年度	2020年度
人数	39人	40人	40人
監査経験年数	21年0か月	20年9か月	20年10か月

⑥ 品質管理委員会及び品質管理審査部会の審査状況

2020年度の品質管理委員会は、2020年5月から2021年4月までの間に計13回開催しました。また、2020年度の品質管理審査部会による審査の状況は以下のとおりです。

	2019年度	2020年度
事前相談（レビュー計画）	38件	91件
事前相談（レビューの実施結果）	56件	35件
レビュー報告書案	127件	98件
改善計画書案	82件	5件
準登録審査	-	17件
合計	303件	246件

2020年度はレビュー実施監査事務所数が減少したことから、各段階の審査件数は全般的に減少しており、特にレビュー制度の改正に伴い改善計画書の作成が必要となる案件が減少したことから改善計画書に関する審査件数は大幅に減少しました。一方、レビュー制度改正の初年度であり、従来以上にレビュー計画を慎重に策定したことからレビュー計画に関する審査件数は増加し、また、2020年度からは準登録事務所名簿への登録に関しても品質管理審査部会において審査を実施しています。

(7) その他の活動状況

① 品質管理レビューに関するアンケート調査

品質管理レビューに関するアンケート調査について、調査結果の評価を行い、通常レビュー計画における施策を検討する際に参考としています。

2019年度のアンケート調査の結果、以下のようなコメントがありました。

- ・通常レビューの頻度・業務選定数が多く負担に感じる。
- ・不備に対する改善方法を具体的にアドバイスしてほしい。
- ・ガバナンスや品質管理体制についてのアドバイスやディスカッションが不足している。
- ・議論が相当実施され、監査チームに様々な気付きを与えてくれた。

2020年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

② 「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去3年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受けました。

また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ306）」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容について確認しました。

2020年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は11事務所であり、このうち希望した7事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

③ チームメンバーのローテーション管理に関する調査

通常レビューにおける重点的実施項目となっている「職業倫理及び独立性」のチームメンバーのローテーション管理に関して、調査を実施しており、その概要と結果は次のとおりです。

ア. 調査概要

(ア) 経緯及び調査の目的

2020年2月20日付けで会長通牒「[担当者(チームメンバー)の長期的関与とローテーション]に関する取扱い」(以下「会長通牒」といいます。)が公表され、社会的影響度が特に高い会社(時価総額がおおむね5,000億円以上の上場会社)を対象とする監査業務の業務執行社員は、監査補助者であった期間と連続して10年を超える場合は、なれ合い等が生じる可能性が高いものとされ、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。この調査は、当該会長通牒に対し監査事務所が適切に対応しているかについて確認し、必要に応じて改善に向けた指導をすることを目的として実施しました。

(イ) 調査実施対象事務所の範囲及び調査内容

会長通牒に従い、株式時価総額5,000億円以上(2020年3月31日時点)に該当する会社と監査契約を締結している12事務所を調査の対象とし、チームメンバーローテーションに関する質問書への回答及び継続関与年数リストを入手しました。

イ. 調査結果

質問書への回答及び継続関与年数リストの分析・検討、往査対象となった監査事務所では関連書類の閲覧、担当者へのヒアリング等を実施した結果、社会的影響度が特に高い会社に関するチームメンバーローテーションの方針については、全ての監査事務所が方針を決定済みであり、おおむね会長通牒に沿った方針となっていました。業務執行社員の関与期間に加算する監査補助者の期間をいつからカウントするかという点、や会長通牒2(3)②のただし書^(※)に基づいて、通算関与期間が10年を超えて業務執行社員として関与する場合には、必要に応じたセーフガードを適用するとともに検討過程の適切な文書化が必要となる点について、監査事務所と意見交換を行いました。

※適用開始前の事業年度において既に就任している業務執行社員については、当該事業年度において適用されている法又は独立性指針における最長関与可能期間の満了までの期間で、本通牒の趣旨と監査品質への影響を考慮した適切な計画の下で、セーフガードの適用を実行できるものとされています。

④ 品質管理レビュー制度等の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- ・品質管理レビュー制度等の概要及び運用状況を取りまとめた冊子「品質管理レビューの概要」及び品質管理レビューにおいて、比較的多く発見された改善勧告事項の事例について取りまとめた「品質管理レビュー事例解説集」の配付並びに当協会ウェブサイトでの発信
- ・「月刊監査役」(2020年9月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における2019年度品質管理レビューの実施状況及び品質管理レビュー制度等の2020

年度改正」)

- ・公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビュー制度の概要（制度改正を含む）及び改善勧告事例」をテーマとした講演の実施（2020年11月動画収録）

2 上場会社監査事務所名簿等の状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

2020年4月1日から2021年3月31日までの期間の、金融商品取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示（以下「適時開示」といいます。）から当協会が把握した会計監査人の異動は137件になります。なお、当該件数には監査事務所の合併による異動2件は含めていません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手4監査法人	大手4監査法人以外	合計
後任監査人	大手4監査法人	24件	4件	28件
	大手4監査法人以外	72件	37件	109件
	合計	96件	41件	137件

(注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所をいいます。

137件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は96件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は28件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して被監査会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書、金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。当協会においても、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、登録事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」（以下「届出書」といいます。）に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2020年4月1日から2021年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2021年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった103件の会計監査人の異動について、その理由を集計したものです。

【届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
(1) 連結グループでの監査人統一	11件	10件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	1件	3件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	0件	39件
(4) 監査報酬	60件	54件
(5) 継続監査期間	37件	41件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	0件	0件
(7) 会計・監査上の見解相違	1件	0件
(8) 会計不祥事の発生	5件	2件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	5件	2件
(10) その他	13件	12件
合計	133件	163件

(注) 会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、届出書提出件数103件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、これに次いで「継続監査期間」を挙げています。なお、後任監査人は、「監査人の対応の適時性や人員への不満」も「継続監査期間」と同程度を異動理由として挙げており、前任監査人及び後任監査人の回答件数が最も大きく乖離しています。

また、適時開示においては、上記103件の異動のうち96件で「任期満了」を理由としており、最も多く挙げていますが、単に「任期満了」のみを挙げているケースは4件であり、「任期満了」に加えてその他の異動理由も併記されているケースが多く見受けられます。このような状況は、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が2019年1月に公表した報告書において、任期満了以外の実質的な交代理由の開示を求めたこと等が背景にあるものと考えられます。併記されている理由としては「継続監査期間」の長期化や「監査報酬」の増額を挙げているものが多く、前任監査人及び後任監査人の多くが挙げている異動理由と同様となっています。

また、2020年度における期中交代は9件であり、その主な理由は、前任監査人が被監査会社との監査契約の継続を困難と判断したためです。なお、期中交代している前任監査人及び後任監査人のうち2件については、2020年度通常レビュー又は特別レビューの対象とし、3件については、2020年度改善状況の確認の対象としています。

(3) 登録事務所の状況

登録事務所の概況は、以下のとおりです。

① 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2021年3月31日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100社以上	5事務所	3.6%	2,877社	74.4%
20～99社	9事務所	6.4%	441社	11.4%
10～19社	15事務所	10.7%	203社	5.3%
10社未満 ^(注)	111事務所	79.3%	345社	8.9%
合計	140事務所	100.0%	3,866社	100.0%

(注) 111事務所のうち準登録事務所は13事務所であり、上場会社345社のうち9社を監査しています。

② 所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を含みます。）の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2021年3月31日現在)

所属公認会計士等の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等の数合計	構成比
1,000人以上	4事務所	2.9%	20,066人	77.1%
100～999人	7事務所	5.0%	2,492人	9.6%
20～99人	72事務所	51.4%	2,817人	10.8%
20人未満	57事務所	40.7%	639人	2.5%
合計	140事務所	100.0%	26,014人	100.0%

3 その他の参考情報

(1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2021年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士32,480人、監査法人258事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は209事務所（公認会計士65事務所、監査法人144事務所）ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

地域会	公認会計士 (外国公認会計士を含む)		監査法人		会員計（公認会計士＋監査法人）			
	(人)	うち 通常レビュー の対象 (人)	(事務所)	うち 通常レビュー の対象 (事務所)		(%)	うち 通常レビュー の対象	(%)
北海道	386	1	6	4	392	(1)	5	(2)
東北	423	10	3	1	426	(1)	11	(5)
埼玉	780	0	0	0	780	(2)	0	(0)
千葉	763	1	1	0	764	(2)	1	(1)
東京	19,098	33	165	90	19,263	(59)	123	(59)
神奈川県	1,614	4	2	2	1,616	(5)	6	(3)
東海	2,140	6	14	9	2,154	(7)	15	(7)
北陸	303	1	1	0	304	(1)	1	(1)
京滋	683	0	9	8	692	(2)	8	(4)
近畿	3,630	7	34	16	3,664	(11)	23	(11)
兵庫	820	0	4	2	824	(3)	2	(1)
中国	493	0	5	3	498	(2)	3	(1)
四国	239	0	5	3	244	(1)	3	(1)
北部九州	804	1	5	2	809	(2)	3	(1)
南九州	217	1	3	3	220	(1)	4	(2)
沖縄	87	0	1	1	88	(0)	1	(1)
合計	32,480	65	258	144	32,738	(100)	209	(100)

(注) 公認会計士（外国公認会計士を含む）のうち監査法人勤務者数は13,834人です。
共同事務所数は公認会計士数に含めています。

(2) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の調査結果の概要

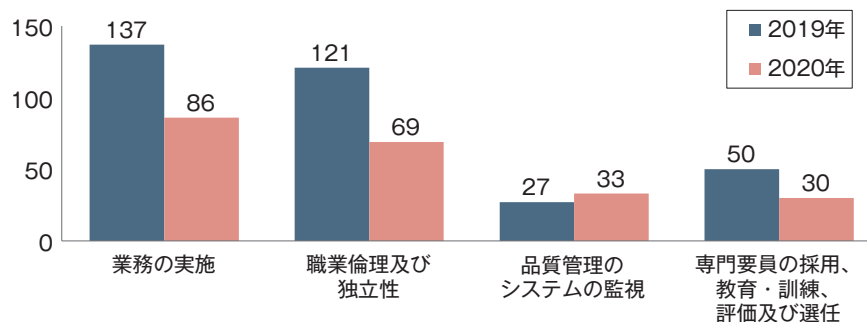
監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」といいます。）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。

IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、2021年3月15日付けで9回目となる2020年度の調査結果を公表しました。今回の調査は50の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

① 監査事務所における品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、45の加盟監督機関が139事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



（出典）IFIAR“Survey of Inspection Findings 2020”pageA-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、監査チームの監督及び査閲の方針や手続に関する整備及び運用が十分に行われていないという指摘や深度ある審査が実施されていないという指摘が上位に挙がっています。

職業倫理及び独立性においても、指摘数が前年度に比して減少していますが、特に前年度に多くの指摘が挙がっていた社員及び専門職員の個人の独立性についてのモニタリングに関する指摘が減少しています。

品質管理のシステムの監視に関する指摘については、前年度同様、監査業務の定期的な検証に関する指摘が上位に挙がっています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する指摘としては、監査事務所の研修計画の遵守や社員の登用と業績評価などに関する指摘が挙がっています。

② 上場会社（Listed PIEs）の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、42の加盟監督機関が131の監査事務所を対象として上場会社の監査業務計898業務を検査した結果が報告されています。2020年度の調査結果において、上場会社の監査業務を対象とした検査において一つ以上の検査指摘事項があった割合（以下「検査指摘割合」といいます。）の推移は、下表のとおりです。IFIARは、検査指摘割合について、2019年度を基準値として2023年度までに25%削減する目標を設定していますが、2020年度においては微増となっています。なお、システム上重要な金融機関（SIFIs）の監査業務を対象とした検査指摘割合は、52%（2019年度調査では26%）でした。

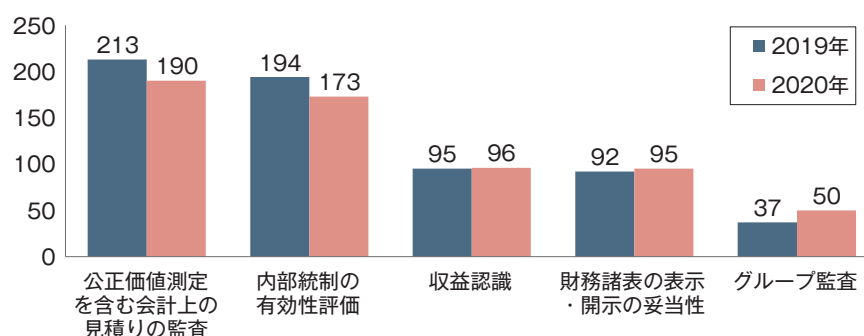
【検査指摘割合の推移】

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
43%	42%	40%	37%	33%	34%

（出典）IFIAR “Survey of Inspection Findings 2020” page 5の表

上場会社の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりです。

【上場会社の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



（出典）IFIAR “Survey of Inspection Findings 2020” page B-8の表を基に作成

公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、指摘数は前年度から減少していますが、前年度同様、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘がほぼ半数を占めています。

また、内部統制の有効性評価においても指摘数は前年度から減少していますが、最も多い指摘は前年度同様で、手作業による統制の信頼性を裏付ける十分な監査証拠を入手していないという指摘であり、経営者によって作成された情報や報告書に対する内部統制の運用評価手続並びにそれら情報の正確性及び網羅性の検証を十分に行っていないという指摘も多く挙がっています。

(3) 品質管理関係規程の変更等

2020年度は、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正、並びに品質管理レビューツールの改廃がありました。

品質管理レビュー基準の改正（2020年6月5日：理事会承認）

品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱を踏まえ、品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、主に以下の改正を行いました。

- ・品質管理レビュー（通常レビュー及び特別レビュー）の定義の変更（「Ⅰ．序文」）
- ・通常レビューの種類の変更及び実施頻度の緩和（「Ⅲ．通常レビュー」）
- ・通常レビューの結論と改善勧告事項への対応に係る変更（「Ⅲ．通常レビュー 2．通常レビュー報告基準」）
- ・改善勧告事項の改善措置の状況の確認方法に係る変更（「Ⅲ．通常レビュー 3．改善措置の状況への対応」）
- ・特別レビューの実施要件の緩和（「Ⅳ．特別レビュー 1．実施要件」）
- ・監査・規律審査会の審査会長への報告に係る規定の新設（「Ⅴ．監査・規律審査会の審査会長への報告 4.」）

品質管理レビュー手続の改正（2020年6月4日：常務理事会承認）

品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、主に以下の改正を行いました。

1. 品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱を踏まえた改正
 - ・通常レビューの原則的な実施頻度（3年に一度）の伸長について考慮すべき事由に係る規定の追加（第96項）
 - ・品質管理レビューツール（QCQ300、QCQ400など）の改定を受け、品質管理レビューツールに関連するレビュー手続の規定の変更（第149-2項、第154項、第200項など）
 - ・品質管理レビュー制度上の措置の決定基準に関して軽減した措置の適用を考慮することができる旨の規定の追加（第366-2項、第366-3項）
 - ・限定事項付き結論の要件を廃止するとともに、重要な不備事項のある実施結果を表明事由とする規定の追加（第390項）
 - ・否定的結論の表明を検討する場合の要件を廃止するとともに、極めて重要な不備事項のある実施結果の表明を検討しなければならない旨の規定の追加（第400項）
 - ・改善勧告事項の改善措置の状況の確認方法に係る規定の追加（第520項、第521項）
 - ・特別レビューの実施要件に関する規定の新設（第562項）
2. その他の改正
 - ・付録に含まれる報告書等の文例の見直し（付録Ⅰ、付録Ⅱ、付録Ⅲ、付録Ⅳ、付録Ⅴ、付録Ⅵ、付録Ⅶ）

品質管理レビューツールの制定及び改廃（2020年4月15日、6月18日：品質管理委員会承認）

2019年度品質管理レビューの実施結果及び2020年度の品質管理レビューに適用されることとなる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール（QCQ100）、通常レビュー対象会社等一覧表（QCQ200）、品質管理のシステムプロフィール（QCQ300）、監査業務プロフィール（QCQ400）、発見事項記録シート（QCF500）、通常レビュー実施計画手続書（QCP100）、レビュー対象監査業務の選定手続書（QCP200）、品質管理のシステムに関するレビュー手続書（QCP300）、監査業務レビュー手続書（QCP400）、改善状況の確認に係る手続書（QCP500）等の見直しを行うとともに改善状況報告書（QCQ500）のツールを廃止しました。

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp



日本公認会計士協会